第一項の表一〇一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一〇一 | 削除 |

第一項の表一〇五の項及び一〇六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一〇五 | 削除 |
| 一〇六 | 削除 |

二十　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一一 | 削除 |

二十一　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表四九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四九 | 削除 |

表五九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 五九 | 削除 |

二十二　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 九 | 削除 |

二十三　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一五 | 削除 |

第一項の表四三の項及び四四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四三 | 削除 |
| 四四 | 削除 |

二十四　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二二 | 削除 |

第一項の表三七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三七 | 削除 |

第一項の表三九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三九 | 削除 |

第一項の表五八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 五八 | 削除 |

二十五　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三 | 削除 |

二十六　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一四 | 削除 |

第一項の表四三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四三 | 削除 |

第一項の表四九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四九 | 削除 |

第一項の表一二五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一二五 | 削除 |

第一項の表一四四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一四四 | 削除 |

二十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 五九 | 削除 |

二十八　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 594 | 削除 |

第一項の表六九四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 694 | 削除 |

二十九　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 29 | 削除 |